

資料・経営法友会「司法制度改革審議会中間報告に対する意見」(平成13年1月18日)

* 経営法友会は、企業の法律実務担当者(法務・文書・総務・審査・監査等その所属部署名は問いません)によって組織された団体で、企業における「法務部門」の充実、強化を目的として、「法務部門」の組織、運営等についての情報交換・意見交換、法務担当者の研修、所管官庁・関係団体に対する意見具申・意見交換等の活動を行っている。

VII. 弁護士報酬の敗訴者負担制度(P.35～)

(1) 弁護士報酬の敗訴者負担は、濫訴の歯止めとして有効であり支持したい。中間報告では多様な紛争解決のメニューをそろえることを提案しており、そうした制度を有効に活用することによって、費用も時間も要する裁判制度によらなくても解決が促進されることが期待できる。それでも裁判という形で権利の実現を図ろうとするならば、敗訴側が弁護士費用を含めて訴訟費用を負担するのが合理的である。

(2) ただし、中間報告が指摘する政策形成訴訟、労働訴訟、少額訴訟などを詳細検討することなく例外扱いすることを提言しているのは理解に苦しむ。そもそも例外とされるべき訴訟の範囲、要件等は詳細に検討した上でなければ特定の類型を例外として明示することは差し控えるべきであろう。政策形成訴訟といわれるものが、国や公共団体のみを被告とする場合を指すならまだしも、企業や個人が被告に入っているものまでもその範疇に含めることには合理性がない。また、労働事件ならなぜ例外とすべきか、何らの合理的説明もない。少額訴訟についても、簡易、迅速な解決が図られるような紛争解決制度を設計することで、全体の社会コストの低減を図ることが第一義であろう。

(3) なお、アカウントビリティーの問題として、依頼者に十分な説明をせずに、勝てる見込みのない、あるいは勝てる確率が低い案件で提訴に及んだ場合等、弁護士にも責任があると認められるときは弁護士に連帯債務を課す必要性についても検討すべきである。

(4) このように弁護士が連帯債務を負うべき場合や、不適切な法的サービスを提供したことによる損害賠償義務を担保する仕組みが必要である。こうした自浄機能とも関連する仕組みは弁護士の質の確保に不可欠なものであり、弁護士自治を維持する上での前提として考えられるべきである。具体的には弁護士会の懲罰委員会における処分についてユーザーが簡単に知ることができるようにすると(弁護士情報の開示項目のひとつとして「処分歴の有無」を義務付ける等)、弁護士保険への加入を義務付けるなどの方策が考えられる。